

# 希求構文の統語論\*

— 水海道方言の場合 —

佐々木冠

## 1 はじめに

水海道方言<sup>1</sup>は、標準語で格助詞「に」が使われている領域で複数の格助詞が使い分けられている点が、文法的特徴の一つになっている<sup>2</sup>。標準語の「NP-に」は意味的にも統語的にも多様な用法を含んでいる。そして、形式が同一であることから、統語的に多様な要素が統語論的にも1つのグループにまとめられることがある<sup>3</sup>。水海道方言のように斜格格助詞が豊かな方言の記述は、斜格名詞句の統語論上の分類を考える上で、興味深いデータを提供する可能性がある。本稿では、水海道方言の希求構文の記述を通して、斜格名詞句の統語論上の位置づけについて考えたい<sup>4</sup>。

---

\*本稿は、日本方言研究会第68回研究発表会（同志社大学）で口頭発表した内容をもとに若干の改訂を施したものである。1999年3月に草稿を書いた以来、井上優先生、宮島達夫先生、宮良信群先生、竹沢幸一先生から有益なご教示を承ることができた。ここに感謝の意を表したい。本稿の全ての誤りが筆者の責任であることは言うまでもない。本発表で用いるデータは、1998年春から1999年春にかけて水海道市で行ったフィールドワークで得たものである。長時間調査に協力して下さった大滝仁作氏に感謝する。

<sup>1</sup>水海道市は茨城県南西部に位置する都市である。

<sup>2</sup>例えばこの方言では、経験者の斜格は経験者格(ガニ)でマークされ、着点の斜格は与格(ゲ、サ)でマークされ、位置の斜格は位格(ニ)でマークされる。

<sup>3</sup>例えば、Takezawa (1987)は、斜格経験者・与格被使役者・「～てほしい」構文(以下、希求構文)の与格名詞句などを、「に-挿入」規則により格付与が行われるグループに分類している。その他様々な「に」の用法の分類が提案されている。

<sup>4</sup>なお、水海道方言には、本稿で扱う希求構文とほぼ同じ内容を表す「～テモラエデ」という複合述語を述部とする構文がある。真田(1980)によれば、「～テモラエデ」構文の方が東日本では古くから存在した希求表現であるという。「～テモラエデ」構文と上述の希求構文は、本稿で扱う格フレームや統語現象に関して同様の振る舞いをする。「～テモラエデ」

なお、本稿では、標準語のデータと水海道方言のデータを次の別することにする。標準語のデータは、ひらがなと漢字の混ざった水海道方言のデータはカタカナと漢字の表記で表すことにする。

本稿の構成は次の通りである。第2節では、標準語における希2通りの分析を概観し、問題の導入を行なう。第3節では、水海希求構文の格フレームと統語論上の特性の記述を行なう。第4節3節で提示したデータの分析を行なうとともに、標準語で提案さの分析について検証する。

## 2 標準語における2つの分析

標準語の希求構文(～てほしい構文)は、他者が主語となる事する意味を持つ構文である<sup>5</sup>。この構文は、希求される事態を補とる構造が假定されている。そして、補文の主語に対応する要素便宜的に被希求者と呼ぶ)の格形式に関して2つの格パターンがの例文が示すように、一方では被希求者が与格で現われ、もう単文の主語と同様の格形式(この場合、主格)で現われる。前者ターン、後者を非与格パターンと呼ぶことにする。

- (1) a. あなたが そこに いる …………… <補文の単  
 b. (私は) あなたに そこに いてほしい。 .. <与格パ  
 c. (私は) あなたが そこに いてほしい。 <非与格パ

与格パターンと非与格パターンは、成立する意味的条件が全く同じことが指摘されている。与格パターンは、補文の主語として無が使えないほか、自己制御可能な事態を表わす述語でなければ埋とができないなど、非与格パターンに比べて意味的な制約が多い。れている(Harada 1977 参照)<sup>6</sup>。

希求構文の統語構造については、大きく分けて2つの分析が提している。2つの分析は、被希求者の格付与に関して異なる立場をとっ

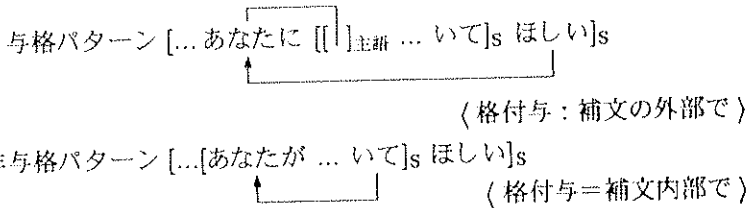
構文の統語論上の性質については、佐々木(近刊予定)を参照。2つの希求表現の述は、別な機会に行うこととしたい。

<sup>5</sup>Harada (1977) は、この意味ゆえに、*unlike-subject desiderative* と呼んで

<sup>6</sup>Harada (1977) の一般化の問題点については、Sasaki (近刊予定) を参照。

一方の分析では、与格被希求者は主節の述語によって格を付与され、非与格被希求者は補文の述語によって格を付与される要素と見なされている。この分析では、与格被希求者はコントロールなどによって補文の主語と関係を結んでいるものと考えられている。さし当たりこの分析を「主節与格－補文非与格分析」と呼ぶことにしよう。

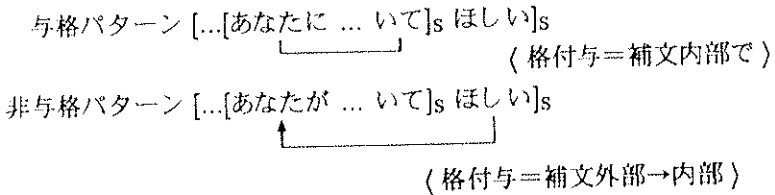
(2) 主節与格－補文非与格分析：



この分析の提唱者は、この分析により、希求構文における再帰代名詞の解釈や否定対極表現の分布を説明することが可能であるとしている<sup>7</sup>。

もう一方の分析は、Takezawa (1987) に代表されるものである。Takezawa は、与格パターンでは、補文の内部で「に-挿入規則」というメカニズムによって被希求者に与格が付与されるものと分析する。一方、非与格パターンでは、補文の内部にある被希求者に対して主節の述語「ほしい」から例外的格付与 (Exceptional Case Marking) によって主格が与えられるものと分析している。主節と補文のいずれで格付与がなされるかに関して、この分析は前述の分析と逆の分析と言える。さし当たりこの分析を「補文与格－主節非与格分析」と呼ぶことにしよう。

(3) 補文与格－主節非与格分析：



<sup>7</sup>Nakau (1973)、Muraki (1978)、柴谷 (1978)、Matsumoto (1996) がそれぞれの立場から「主節与格－補文非与格分析」を行っている。

与格パターンの分析で用いられる「に-挿入規則」は、主語的な統語論的特性をもつ与格名詞句を統一的に扱うために提案された規則である。与格経験者そして与格被使役者や与格被希求者といった要素が、この規則によって与格を付与されているという。

- (4) a. 彼には ロシア語がわからない。……………<与格経験者>  
 b. 彼に ロシア語を学ばせる。……………<与格被使役者>  
 c. 彼に そこにいてほしい。……………<与格被希求者>

また、非与格パターンの説明に用いられる例外的格付与は、もともとはいわゆる「主語-目的語繰り上げ構文」の格表示を説明するために提案されたメカニズムである。「思う」などの思考動詞が補文をとる構文では、一定の条件の下で補文の主語が対格でマークされることがある。例外的格付与は、このような場合に、主節の述語が「例外的に」補文の内部にある名詞句に対格を付与するとする見方である (Chomsky 1981 など参照)。

- (5) a. 私は [彼女が 美しい] 思った。……………<補文内部での格付与>  
 b. 私は [彼女を 美しい] 思った。……………<例外的格付与>

非与格パターンに関する Takezawa の分析は、このメカニズムを希求構文にも拡大適用したものである。「主語-目的語繰り上げ構文」と違って希求構文では例外的格付与によって主格が付与される。これは、「ほしい」が状態述語であるためであるという。

この分析は、直感的にはわかりにくいかもしれない。しかし、いかなる空所をも必要としない点や、特定の構文に固有のメカニズムに依存しない点でメリットがある。標準語では、2つの分析は、格形式や再帰代名詞の解釈を記述する限りでは、成功しており、甲乙付けがたい。

しかしながら、水海道方言のデータに関しては、2つの分析は記述的妥当性に関して等価ではない。主節与格-補文非与格分析が付加的な条件付けなしで水海道方言にも適用可能であるのに対し、補文与格-主節非与格分析は、アドホックな条件付けや前提を導入しなければ水海道方言のデータを記述することが出来ない。以下、水海道方言のデータをもとに議論を進めることにする。

### 3 水海道方言の希求構文

#### 3.1 格フレーム

希求構文に与格パターンと非与格パターンがあることは、水海道方言でも同様である。(6)の例文が示すように、与格パターンでは被希求者が与格(NP-ゲ)で現われ、非与格パターンでは、被希求者は補文が単独で用いられるときの主語と同じ格形式になる(この場合、主格)<sup>8</sup>。

- (6) a. オメ ソゴ-ニ エル。……………<補文の単独用法：自動詞>  
 あなたがそこにいる。  
 b. (オラ) オメ-ゲ ソゴ-ニ エデホシー ……<与格パターン>  
 c. (オラ) オメ ソゴ-ニ エデホシー ……<非与格パターン>

なお、補文の主語が全て、希求構文の与格被希求者と対応できるわけではない。次の2つの条件の何れかに当てはまる場合、被希求者は、与格で表せない。

- (7) a. 補文の主語が無生名詞の場合。  
 b. 補文が、(主格(対象)一位格(動作主))という格フレームと意味役割の関係になっている場合。

これらの条件に抵触する場合、希求構文は非与格パターン(被希求者は主格)になる<sup>9</sup>。

この方言には、補文の主語が斜格で現れる複合述語文が、希求構文の他にいくつかある。補文の主語の斜格化のパターンには2通りあり、与格に対応する場合と位格に対応する場合とがある。以下の例が示すように、他動詞文をもとにした使役文の場合は、希求構文と同様に与格が用いられる。一方、受益構文や間接受動文では位格が用いられる。

- (8) a. マゴ-ゲ シンプン ヨ マセダ …………… 使役文(与格)  
 孫に 新聞を 読ませた。  
 b. マゴ-ニ シンプン ヨ デモラッタ …………… 受益構文(位格)  
 孫に 新聞を 読んでもらった。

<sup>8</sup>なお、この方言では主格は形式的には「NP-φ」であり、対格は有生の場合「NP-ゴド」、無生の場合主格と同様に「NP-φ」である。

<sup>9</sup>(7)の補文に関する制限については、Sasaki (近刊予定)を参照。

- c. ネゴ-ニ シ ナレダ .....間接受動文 (位格)  
 猫に 死なれた。

このことから、補文の主語に対応する斜格の選択が主節の述語に依存していることがわかる。

標準語の「わかる」はいわゆる「与格主語」をとる述語である。標準語では、この述語が希求構文に埋め込まれた場合、与格パターンでも非与格パターンでも被希求者が同じ格形式 (与格) になるので、どちらの格パターンなのかははっきりしない。

- (9) a. あなたに (は) これぐらいわかるだろう。.... <補文の単独用法>  
 b. (私は) あなたに これぐらいわかってほしい。  
 ..... <与格? 非与格? パターン>

一方、水海道方言では、斜格主語 (意味的には経験者) が経験者格 (ガニ) でマークされる。この方言では「わかる」を埋め込んだ場合でも、与格パターンと非与格パターンが形式上区別される。与格パターンでは、(10b) に示すように被希求者が与格でマークされ、非与格パターンでは、(10c) に示すように経験者格でマークされる。

- (10) a. オメ-ガニ コレグレ ワガッペ。..... <補文の単独用法>  
 あなたにはこれぐらいわかるだろう。  
 b. (オラ) オメ-ゲ コレグレ ワガッテホシー。.... <与格パターン>  
 c. (オラ) オメ-ガニ コレグレ ワガッテホシー。... <非与格パターン>

このことから、この方言では、非与格パターンで被希求者が主格と経験者格という2つの格形式で現れることがわかる。

(11) 被希求者の格形式

	水海道方言	標準語
与格パターン	与格 (ゲ)	与格 (に)
非与格パターン	主格 (φ) / 経験者格 (ガニ)	主格 (が)

被希求者が経験者格でマークされるのは、「ワガル」のように単独用法でも主語を経験者格でマークする述語が埋め込まれた場合である。それ以外

の場合、すなわち、単独用法では主格主語をとる自動詞や他動詞が埋め込まれた場合は、被希求者は主格でマークされる。つまり、**非与格パターン**の被希求者の格表示は、**補文の述語の性質に依存している**のである。後述するように、この事実は補文与格-主節非与格分析にとって問題となる。

### 3.2 与格被希求者の特殊性

希求構文の与格名詞句は、単文に現れる与格名詞句とは統語論上異なる振る舞いをする。なお、ここでいう「単文」は、1つの文が1つの節からなる構文を指す。言い換えると biclausal ではない構文である。ここでは、再帰代名詞の解釈、遊離数量詞の分布、二次述語との叙述関係に関して記述を行う。

#### 3.2.1 再帰代名詞の解釈

以下の例文から明らかなように、単文において再帰代名詞の先行詞になることが出来る要素は、主格名詞句と経験者格名詞句である。

- (12) a. オラ<sub>i</sub> アレ<sub>j</sub>-ゲ 自分<sub>i/\*j</sub>-ノ 友達-ゴド 紹介シタ。  
 ..... (先行詞=主格/\*与格)  
 b. アレ<sub>i</sub>-ガニヤ 自分<sub>i</sub>-ノ 目方 ワガンメ。.. (先行詞=経験者格)

与格名詞句は、対格名詞句や他の斜格名詞句と同様、再帰代名詞の先行詞として解釈されない。

一方、希求構文の与格名詞句は、補文の補部に含まれる再帰代名詞の先行詞として解釈され得る。

- (13) オラ<sub>i</sub> アレ<sub>j</sub>-ゲ 自分<sub>i/j</sub>-ノ 椅子-サ 座ッテホシー。  
 ..... (先行詞=主格/与格)

希求構文の与格名詞句は、再帰代名詞の解釈に関して、単文の主格名詞句や経験者格名詞句と同様の振る舞いをする。

#### 3.2.2 遊離数量詞及び二次述語

遊離数量詞と二次述語は、ともに文中の名詞句と同一指標をもつ要素である。単文において、これらの要素と同一指標を持ち得る要素は、主格名詞句と対格名詞句つまり直接格名詞句だけである。以下の例文が示すよう

に、経験者格名詞句や与格名詞句といった斜格名詞句は、これらの要素と同一指標を持つことが出来ない<sup>10</sup>。

- (14) a. \*アノ子供ヲ<sub>i</sub>-ガニヤ 三人; 納豆 食エメ。  
 ..... (経験者格、\*数量詞遊離)  
 cf. アノ子供ヲ; 三人; 納豆 食ツタ。..... (主格なら OK)
- b. \*孫<sub>i</sub>-ゲ 三人; 飴 ヤツタ。..... (与格、\*数量詞遊離)  
 cf. 孫-ゲ 飴; 三個; ヤツタ。..... (対格なら OK)
- (15) a. \*アレ<sub>i</sub>-ガニヤ 医者<sub>i</sub>-ニ ナレメ。..... (経験者格、\*二次叙述)  
 cf. アレ<sub>i</sub>-ワ 医者<sub>i</sub>-ニ ナレメ。..... (主格なら OK)
- b. \*アノ犬 俺-ガ 足<sub>i</sub>-サ 血ダラゲニ; クツツエダ。  
 ..... (与格、\*二次叙述)  
 cf. アノ猫 コノ皿; 粉々ニ 割ツタ。..... (対格なら OK)

これに対し、次の例文が示すように、希求構文の与格名詞句は、遊離数量詞や二次述語と同一指標を持つことが出来る。

- (16) a. (オラ) 学生<sub>i</sub>-ゲ 三人; 来テホシー。  
 ..... (与格被希求者、数量詞遊離 OK)
- b. (オラ) アノ馬<sub>i</sub>-ゲ 一番<sub>i</sub>-ニ ナツテホシー。  
 ..... (与格被希求者、二次叙述 OK)

遊離数量詞や二次述語との関係においても、希求構文の与格名詞句は、単文に現れる与格名詞句と異なる振る舞いをする。これらの現象に関する与格被希求者の振舞いは、他の斜格(経験者格や位格)よりも主格や対格といった直接格に似ている。

#### 4 2つの分析の検討

この節では、第3節で提示したデータをもとに水海道方言の希求構文について分析することにする。

<sup>10</sup>(14a), (15a)の可能構文は、複合動詞文だが、もとの文と比べて項の数が増えないので、ここでは単文として扱う。



まずはじめに格フレームについて考えたい。この方言の「ホシー」は次の例文から明らかなように、単独用法でも与格が現われる格フレームを持っている。

(17) オラ セガレ-ゲ 嫁-ゴド ホシー。

したがって、希求構文においても「ホシー」が与格を付与する能力を持っていると想定することは不自然ではない。また、3.1 で示したように、複合述語文における補文の主語に対応する要素への格付与は、主節の述語に依存している。このことから、与格パターンにおける被希求者の格表示は、主節の述語「ホシー」に依存するものと考えられる。この分析は、標準語の主節与格-補文非与格分析と並行的である。

この方言の与格パターンを補文与格-主節非与格分析で記述しようとすると次のような問題が生じる。Takezawa が与格パターンの格表示のメカニズムとして仮定した「に-挿入規則」は、斜格経験者と与格被希求者などを統一的に扱うための規則であった。標準語では、心理述語の斜格経験者と与格被希求者のいずれもが「に」(与格)でマークされるので、これらの要素を単一のメカニズムで格付与しても現実にあう結果が得られる。一方、水海道方言では、心理動詞の斜格経験者は経験者格「ガニ」でマークされ、与格被希求者は与格「ゲ」でマークされ、形式上区別されている。水海道方言でこれらの要素を「に-挿入規則」と並行的なメカニズムで格付与するためには、「心理述語が述語なら経験者格が挿入され、それ以外なら与格が挿入される」といった付加的な条件付けが必要になる。しかし、これでも十分ではない。既に見たように希求構文に「ワガル」を埋め込んだ場合、被希求者は与格パターンでは与格でマークされ非与格パターンでは経験者格でマークされる。上述の条件付けを行った場合、このうちの一方の格表示しか予測できない。したがって、補文与格-主節非与格分析では、この方言の与格パターンに関して妥当な記述はできない。

これに対し、主節与格-補文非与格分析では、斜格経験者と与格被希求者は別々の扱いを受けているので、水海道方言に関しても妥当な分析が可能である。

非与格パターンについても 2 つの分析に関して、同様のことがいえる。この方言の非与格パターンでは、被希求者は主格で現われる場合と経験者

格で現われる場合がある。そして、2つの格形式の選択が補文の述語の性質に依存していることは既に見たとおりである。主節与格—補文非与格分析では、非与格パターン<sup>11</sup>の被希求者の格付与は補文の述語によるものなので、この方言に関しても一貫した分析が可能になる。

これに対し、補文与格—主節非与格分析ではこの方言の非与格パターンに関して妥当な記述が困難である。この分析によれば、標準語の希求構文で例外的格付与によって与えられる格は主格であるという。これは、「ほしい」もその一つである状態述語が、標準語では補部が主格でマークされるからである。

(18) 僕は 嫁が ほしい。

一方、水海道方言では、(17)の例文から明らかのように、「ホシー」は補部を対格でマークすることができる。標準語では形容詞は対格補部をとらないが、水海道方言では、主格経験者をとる形容詞の中で対象を対格でマークするものがあるのである<sup>11</sup>。

もし、非与格パターン<sup>11</sup>の被希求者が例外的格付与によって格を与えられるのなら、水海道方言では、対格で現れることが期待される。しかし実際には、被希求者は対格では現れない。

(19) ゴドモ (\*ゴド) メッカッテ ホシー。  
ゴドモが (\*を) 見つかってほしい。

「形容詞文の対格は構造格ではなく内在格である」という付加的な前提を導入すれば、「ホシーは例外的格付与の場合、対格は付与できず、主格を付与する」という形で、主格被希求者を記述することはできるかもしれない。しかしこれだけでは経験者格で現れる被希求者を記述できない。経験者格被希求者を記述するためには、さらに、「斜格主語は、例外的格付与によって格形式を変えられない」という仮定が必要になる。しかし、この仮定は、経験者格が補文の中で与えられていることを前提としている。このような仮定を持ち込むことは、補文の述語による格付与を部分的に認めることにつながる。したがって、例外的格付与では、この方言の非与格パターンに関して一貫した分析が困難である。

<sup>11</sup>この方言で対格をとる形容詞については宮島 (1959) 及び佐々木 (1998) 参照。

(11)に示した水海道方言の格パターンは、主節与格-補文非与格分析では、与格パターン・非与格パターンとも、付加的な概念を導入することなく記述することが出来る。一方、補文与格-主節非与格分析では、付加的な概念を導入することなしに、この方言の格パターンを記述することは困難である。

次に、与格被希求者の統語論上の特異性について考えたい。

与格被希求者は、単文の与格名詞句と異なり、再帰代名詞の先行詞になることが出来る(例文(13)参照)。この現象は、主節与格-補文非与格分析では、与格被希求者がコントロールしている補文の主語の特性と見なすことが出来る。また、補文与格-主節非与格分析では、与格被希求者は補文の主語の位置にあるとされているので、構造上の位置づけから説明することが出来る。再帰代名詞の解釈は、どちらの分析でも説明することが出来る。これは、どちらの分析でも、この現象がその分析の主要なモチーフとなっているためと考えられる。

一方、遊離数量詞や二次述語と与格被希求者の関係については、2つの分析は異なった予測をする。

補文与格-主節非与格分析では、心理述語文の斜格経験者と与格被希求者は、「に-挿入規則」という同一のメカニズムによって格付与される。この分析では、心理述語文の斜格経験者と与格被希求者は、統語論上も同じ位置づけであり、同じメカニズムによって格付与される要素であるため、統語論上も同じ振る舞いが期待される。再帰代名詞の解釈に関して、経験者格名詞句と与格被希求者が同じ振る舞いをすることは既に見たとおりである。しかし、遊離数量詞や二次述語との関係においては、2つの要素は異なる振る舞いをする。(14)から(16)の例文から明らかなように、経験者格名詞句は遊離数量詞や二次述語と同一指標を持つことが出来ないが、与格被希求者はこれらの要素と同一指標を持つことが出来る。この分析では、遊離数量詞と二次述語に関する経験者格名詞句と与格被希求者の違いを説明することが出来ない。

一方、主節与格-補文非与格分析を水海道方言に当てはめた場合、経験者格名詞句と与格被希求者は、統語論的に異なる要素と見なされるので、遊離数量詞や二次述語との関係に関する差異は、次のような形で記述する

ことが出来る。経験者格名詞句が遊離数量詞や二次述語と同一指標を持たないのは、他の斜格名詞句と共通の特性と見なすことが出来る。また、格被希求者が、斜格名詞句としては例外的に、これらの要素と同一指標を持てるのは、与格名詞句がコントロールしている補文の主語の特性として記述することが出来る。

これまで行ってきた考察をまとめると次のようになる。主節与格—補文非与格分析の場合、水海道方言の希求構文の格フレームと統語論上の特性の両方を、付加的な概念を導入することなく記述することが出来る。この分析の場合、標準語と水海道方言の格形式上の差異を考慮に入ればよいだけである。一方、補文与格—主節非与格分析の場合、水海道方言の希求構文に関して、妥当な記述を行うことが困難である。この分析では、付加的な概念—しかも分析の根幹を揺るがしかねないもの—を導入することなしに水海道方言の格フレームを予測することが出来ない。また、再代名詞の解釈以外には与格被希求者の統語論上の特異性を説明することが出来ない。つまり、この分析は、水海道方言に当てはめた場合、記述的に妥当な分析とはいえないのである<sup>12</sup>。

## 5 まとめ

本稿では、水海道方言における希求構文の統語論上の特性を記述するとともに、標準語で提案された2つの分析のいずれがこの方言に関して妥当な分析となり得るか検証してきた。結論として、この方言の希求構文に関しては、与格希求者が主節の述語によって格付与され、非与格希求者は

<sup>12</sup>Takezawa (1987)の提案した分析が、標準語を対象としたものである以上、水海道方に適用できないからといって、標準語の分析としての妥当性が否定されるわけではない。だ、その普遍性が疑問視されるだけである。したがって、本稿での批判はあくまでも間接なものに留まる。なお、本稿では、与格被希求者が補文の内部で格付与され、非与格被希求者が主節の述語から格付与されるという分析を批判し、その逆の分析を支持したわけだが、これについては、宮良信祥(私信)より次のような指摘があった。すなわち、本稿の支持する分析—与格被希求者は主節の述語によって格を付与され、非与格被希求者は補文の述語によって格を付与されるとする分析—は、付加的な概念を導入しなくて良い点では経がだが、「ほしい」に2つの格フレームを指定しなければならない点で、語彙部門における担が大きい、というものである。たしかに、Takezawaの分析では、少なくとも項構造に於いては、語彙部門で「ほしい(希求者、事態)」という一つの指定で済む点で、本稿の分よりも簡潔である。しかし、1つの述語が複数の格フレームを持つという現象は、決していいことではない。他の文法現象では必要のない概念を導入することの方が、文法を複雑することにつながるとと思われる。

文の述語によって格付与されるとする分析が妥当であることがわかった。

ところで、補文与格—主節非与格分析の記述的な妥当性に関する問題は、水海道方言だけの問題だろうか。遊離数量詞や二次述語に関しては、筆者の内省では、標準語でも水海道方言と同様の統語論的特性があるように思われる。このことは、標準語の分析としても、補文与格—主節非与格分析が妥当なものか否か、検証する必要があることを示しているように思われる。

標準語では、統語論的には様々な要素が「に」という斜格格助詞によってマークされている。補文与格—主節非与格分析の問題点は、統語論上の特性の一部を共有する与格名詞句 (NP-に) に関して過剰な一般化を行ったところにあると思われる。

水海道方言のように斜格格助詞の豊かな方言の記述は、斜格名詞句の統語論上の分類を考える上で興味深いデータをもたらす可能性がある。主節与格—補文非与格分析と補文与格—主節非与格分析は、標準語のデータを見る限り、甲乙付け難かった。しかし、本稿では、水海道方言のデータを検証することにより、主節与格—補文非与格分析の理論的優位性を明らかにすることが出来た。

#### 参考文献

- Chomsky, Noam. 1981. *Lectures on Government and Binding*. Dordrecht: Foris.
- Harada, Shin-Ichi. 1977. The derivation of unlike-subject desideratives in Japanese. *Descriptive and Applied Linguistics* 10. 131-46.
- Matsumoto, Yo. 1996. *Complex Predicates in Japanese*. Tokyo: Kuroshio Publishers.
- 宮島達夫. 1959. 「方言の語イ体系—茨城方言の形容詞を例として—」『国語学』36. 15-32.
- Muraki, Masatake. 1978. The *sika nai* construction and predicate restructuring. In John Hinds & Irwin Howard eds. *Problems in Japanese Syntax and Semantics*. 155-77. Tokyo: Kaitakusha.

- Nakau, Minoru. 1973. *Sentential Complementation in Japanese*. Tokyō: Kaitakusha.
- 真田信治. 1980. 「語法上の“ゆれ”の地理的背景」『言語生活』342. 42-7
- 佐々木冠. 1998. 「水海道方言の対格 — 有生対格と無生対格の統語論 —」『日本語科学』4. 99-121.
- 佐々木冠. 近刊予定. 「水海道方言の複合型希求構文」『文芸言語研究』37
- Sasaki, Kan. 近刊予定. Some considerations on the optative construction in the Mitsukaido dialect of Japanese. In Ritsuko Kikusawa & Kan Sasaki eds. *Modern Approaches to Transitivity*. Tokyō: Kuroshio Publishers.
- 柴谷方良. 1978. 『日本語の分析』. 大修館書店.
- Takezawa, Koichi. 1987. *A Configurational Approach to Case Marking in Japanese*. Doctoral dissertation. University of Washington, Seattle.

## Syntax of optative constructions

Kan SASAKI

The optative construction in the Mitsukaido dialect of Japanese has two case frames, namely dative expectee pattern and non-dative expectee pattern. In the non-dative pattern, expectees appear in the nominative or the experiencer case form according to the characteristics of the embedded verbs.

Expectees show some subject properties, such as being the antecedent of anaphora and the host of floating quantifiers.

Examination of the syntactic properties of optative constructions leads us to different structures for the two case frames. The dative expectee gets its case from the matrix verb and controls the embedded subject. The non-dative expectee is an embedded clause subject to which case is assigned by the embedded verb.

In Standard Japanese, different analysis have been proposed for the optative construction. The analysis assumes that the expectees in both case patterns are located inside the embedded clause. The case marking variation is explained as follows: the dative case is assigned through the NI-insertion rule and the nominative (=non-dative) case is assigned by the matrix verb through the mechanism of Exceptional Case Marking. This type of analysis is not compatible with the Mitsukaido dialect's data.